

●扶養控除・特定親族特別控除の控除額（211ページ下表に相当）

令和7年分より、扶養親族として認められる合計所得金額が48万円以下から58万円以下に引き上げられました。また、特定親族特別控除が創設され、19歳以上23歳未満の子については、合計所得金額が58万円を超えても123万円以下であれば、控除の対象となります。

年齢等	区分	扶養親族の合計所得金額 () 内は給与収入のみの場合の年収の目安	控除額 (1人当たり)
15歳以下	-	-	-
16歳以上 19歳未満	一般扶養親族 (扶養控除)	58万円以下 (123万円以下)	38万円
19歳以上 23歳未満	特定扶養親族 (扶養控除)	58万円以下 (123万円以下)	63万円
	特定親族 (特定親族特別控除)	58万円超123万円以下 (123万円超188万円以下)	3万~63万円
23歳以上 70歳未満	一般扶養親族 (扶養控除)	58万円以下 (123万円以下)	38万円
70歳以上	同居老親等 (老人扶養親族)	58万円以下 (123万円以下)	58万円
	上記以外 (老人扶養親族)		48万円

●特定親族特別控除額の早見表

特定親族の合計所得金額 () 内は給与収入のみの場合の年収の目安	控除額
58万円超85万円以下 (123万円超150万円以下)	63万円
85万円超90万円以下 (150万円超155万円以下)	61万円
90万円超95万円以下 (155万円超160万円以下)	51万円
95万円超100万円以下 (160万円超165万円以下)	41万円
100万円超105万円以下 (165万円超170万円以下)	31万円
105万円超110万円以下 (170万円超175万円以下)	21万円
110万円超115万円以下 (175万円超180万円以下)	11万円
115万円超120万円以下 (180万円超185万円以下)	6万円
120万円超123万円以下 (185万円超188万円以下)	3万円